

農林水産省令和5年度補正予算 補助事業「加工食品国際標準化緊急対策」における、加工食品の輸出に取り組む食品事業者等のための食品添加物・包材の開発支援公募(第2次公募)について(締切:7月30日)

この度、食品産業センターは、農林水産省令和5年度補正予算補助事業「加工食品国際標準化緊急対策」の補助金交付を受け、加工食品の輸出に取り組む食品事業者等のお悩みを解決するべく、輸出先国の規制に対応できる仕様に合わせるための開発支援を必要とする事業者等を公募いたします。

【事業の趣旨】

加工食品を製造する事業者等であって国内仕様のまま輸出することが難しい、若しくは賞味期限を延長する必要のある事業者等に対し、食品添加物や包材等の開発・導入・技術支援を行うことで輸出への投資負担を下げ、加工食品の輸出拡大に繋げることを目的とします。

加工食品の輸出のために実施する下記(1)～(4)の開発・導入費用を補助します。

(1) 加工食品の輸出のため輸出先国で認められている容器・包材と食品添加物を使用した新商品の開発支援

輸出に取り組む食品製造事業者等が、加工食品の輸出のため輸出先国で認められている容器・包材と食品添加物を使用した新商品を開発するための費用を補助します。

(2) 加工食品の輸出のため代替添加物を使用した商品や容器・包材等の開発支援

食品製造事業者等が、加工食品の輸出のため輸出先国で認められている代替添加物を使用した商品や容器・包材等に変更するための開発費用を補助します。

(3) 加工食品の賞味期限延長に資する技術支援

食品製造事業者等が、加工食品の輸出のため賞味期限の延長に資する技術開発費用に補助します。

(4) 加工食品の輸出のための代替添加物、容器・包材の開発・評価のための分析機器等導入支援

食品製造事業者等が、加工食品の輸出のため輸出先国で認められている食品添加物や容器・包材を分析・評価するための分析機器等の導入費用を補助します。

【公募要件】

加工食品の輸出に取り組む食品事業者・団体又は食品関連事業者であって、次に掲げる要件ははじめ実施規程第4に記載の要件を満たす者としてします。

- (1) 本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる者であること。
- (2) 本事業で行った開発・導入の成果については、その利用を制限せず、公共の利用に供すること。
- (3) 本事業の成果として、取組内容の中間報告、最終報告、該当輸出製品の展開国への輸出実績の報告を行うこと。

【事業実施期間】 交付決定の日から令和7年2月18日(火)まで

【支援内容】 500万円を上限とする(補助率は定額)

【スケジュール】

公募開始: 令和6年7月16日(火)

締切: 令和6年7月30日(火) 17:00 必着

採択結果: 令和6年9月上旬頃を予定

【応募先】

一般財団法人食品産業センター 事業推進部

「農林水産省 R5補助事業 加工食品国際標準化緊急対策事務局」開発支援公募係

TEL: 03-6261-7657 メール jfia-kankyo★shokusan.or.jp(送信の際は★を@にご変更)

〒102-0084 東京都千代田区二番町5-5 番町フィフスビル5階

※その他、応募詳細については、下記 食品産業センター サイト をご参照ください
<https://www.shokusan.or.jp/news/7491/>